

広島市長 松 井 一 實 殿

## 2016 年度広島市予算編成にあたっての要望書

2015 年 11 月 20 日

### 日本共産党広島市会議員団

団 長	中森 辰一
幹 事 長	村 上 厚 子
副幹事長	近 松 里 子
	中 原 洋 美
	藤 井 敏 子

## 目 次

はじめに .....	1
総務関係 .....	3
消防上下水道関係 .....	4
文教関係 .....	4
経済環境関係 .....	5
厚生関係 .....	6
建設関係 .....	9

はじめに

以上、市民目線での予算編成になることを願い、121項目の要望をします。

## 《総務関係》

1. 市民サービスを低下させる事務・事業見直しは止めること。
2. 過去の開発による公債費増大が財政硬直化の最大の要因になっている。市債残高を減らす為には、不要・不急の巨大開発こそ見直すこと。
3. 公務労働、公共事業に係わる全ての労働者に正当な賃金と権利が保障されるよう広島市でも早期に公契約条例を制定すること。
4. 被災時の自治体職員の果たす役割は大きい。これ以上の自治体関係職員の削減を止め、正規で増員すること。
5. 指定管理者の管理経費の際限のない削減は、現場労働者の賃金、サービス低下につながる指定管理者制度は止めること。
6. 障害者の法定雇用率が低い公的職場における法定雇用率を早期に達成すること。特に、法的雇用率が低い教育委員会においては、早期の対応を図ること。
7. 「若者の就業体験事業」の検証を行い、雇用拡大につながる成果があるなら、引きつづき市として支援すること。
8. 市税・国保料などの滞納整理のために、年金・給与など、生活の糧を差し押さえることは止めること、また、分割納付の相談には市民の生活実態をよく聞き丁寧に対応し、強権的な対応をしないこと。
9. 老人いこいの家を、バリアフリー化し地域のコミュニティーの場として残すこと。
10. 低投票率を解消のため、投票所の増設など、気軽に投票できる環境を整えること。
11. 空き家の実態調査結果を踏まえて、実行性ある対策をとること。
12. 原爆展の開催にあたっては、被爆の実相をしっかりと伝えられる展示にすること。
13. 被爆体験の伝承者の養成は被爆地ヒロシマの重要な使命である。伝承者となった人の意見・要望を聞きながら伝承者を増やすとともに、事業の充実させること。
14. 被爆建物の保存は公共・民間問わず、市の責任で保存に努めること。そのために必要な制度を設けること。
15. 平和推進課がイニシアティブをとり慰霊碑の保護に努めること。
16. バッファゾーンの維持・管理には「世界遺産条約」の精神に沿ったものにする。また、バッファゾーンを守る有識者による第三者委員会を設置すること。
17. ハコモノ資産の更新に関する基本方針については、地域住民の意見を反映し、市が一方的に廃止・統合しないこと。
18. 未利用地などを活用し、地域の公共スポーツの場を増やし、気軽にスポーツをおこなえる環境を整えること。

- 19.新潟市など先進事例に学び、公募の市民委員が参加する区地域協議会を設置し、市民が市政に係れるような体制を整備すること。
- 20.住宅を失った被災者が、住宅ローンの二重支払をしなくて済むよう、ローン免除ができる法律整備を国に働きかけ、被災者の生活再建を図ること。
- 21 原発事故の被災者受け入れと、広島市民を放射能事故から守るための危機管理体制を整え、市民に周知すること。

### 《消防上下水道関係》

1. 99 溪流の砂防・治山ダムの整備計画が確実に実行されるよう県に強力に求めること。
2. 砂防ダム整備のために、立ち退きを迫られる被災者が安心して生活再建できるよう支援をすること。少なくとも、災害前にあった家が移転補償費の評価されるよう国に求めること。市や県が独自の支援制度をつくること。
3. 携帯電話への緊急速報メールの活用を早期に進めるとともに、携帯電話を持たない人にも情報が速やかに伝達されるようにすること。
4. スピーカー付きのサイレンを地域ごとに細かに整備すること。
5. 若い消防団員の入団促進の取り組みをすすめ、消防団員の定数充足率を上げること
6. 4mともいわれる津波対策の護岸整備を早期におこなうとともに、津波時の避難場所を確保するため、地域の高層ビルへの避難協定を地権者との間で促進すること。
7. 水道工事が困難な世帯に対する無利子貸付を復活すること。

## 《文教関係》

1. 平成 29 年度の権限移譲を踏まえ、中 2・3 年の学級単位を 35 人以下にすること。
2. 平成 29 年度の権限移譲を契機に、教員は全て正規職員にすること。
3. 平成 29 年度の権限移譲を機に、栄養教諭を増やし、全校へ学校栄養職員を配置すること。また、五日市給食センターに変わり新たに学校給食を受託した民間事業者に、正規の栄養士を配置して食育をすすめること。
4. 給食費の値上げはしないこと。また、二人目、三人目の兄弟・姉妹は無料にすること。
5. デリバリー給食の残食率は、年々、増加している。これでは、学校給食の目標は達成できていない。デリバリー給食を中止し直営・自校調理にすること。
6. 月に 80 時間を超えて働くことはなくすべきである。教師の長時間労働を是正し、教師が健康を維持し、専門性を最大限発揮できる環境を整えること。
7. 土曜日授業のモデル実施校における検証をしっかりと行い、全市への拙速な導入はしないこと。
8. 「広島市教育委員会ハラスメント対策基本方針」に沿い、ハラスメントのない良好な職場環境にすること。
9. 特別教室へのエアコン整備を早期に実施すること。
10. 児童館整備に 20 年もかけるのは問題である。一年に 4 館整備する方針をもつこと。
11. 放課後児童クラブは、おやつ代やクーラーの光熱費などの負担をしており、これ以上の保護者負担をさせないこと。
12. 民間放課後児童クラブでは、条例に反して、指導員の質や事業者の勝手な費用負担などの問題が発生している。マンモス化解消や面積基準解消のため安易に民間事業の拡大に頼るのでなく、市の責任で児童クラブを整備・運営すること。
13. 義務教育は無償の立場から、個人所有か否かにかかわらず、できるだけ保護者負担の軽減が図れるようにピアノや習字道具など備品の「貸出」などの工夫をはかること。
14. 平成 29 年度の権限移譲を契機に、障がい児一人でも特別支援学級を新設すること。
15. 南区内の小学校での情緒障害通級指導教室を整備するとともに、増設を進めること。
16. 特別支援学校のマンモス化解消のために、高等部を早期に分離開校すること。

## 《経済観光環境関係》

1. 2017年4月1日に実施される「消費税10%」は中止するよう国に求めること。
2. 原発事故による放射能被害は広島市民にも甚大な影響を与える。内部被爆による人体への悪影響を体験した被爆地として、放射能事故の危険性の高い原発の再稼働には、「反対の意」を表明すること。
3. 再生可能エネルギーの普及に取り組むこと。
4. TPPの国民的な議論は今からである。TPPによる影響について国民に情報提供をするよう国に求めること。
5. 「協同労働」プロジェクトが円滑に運営できるよう、立ち上げ支援にとどまらず支援を拡大していくこと。
6. 市内の求人状況を正規・非正規に分けて明らかにし、正規雇用が増えるように企業にはたらきかけること。
7. 企業立地促進補助事業を受けた企業に課している雇用者数の報告書に、常用労働者でなく正社員数を報告させるようにすること。
8. 「中小企業経営実態調査」の結果をふまえ、中小企業の仕事を公共が率先してつくること。
9. 新成長ビジネス事業だけでなく、製造業や農業など第1次・第2次産業の小規模事業者への支援制度をつくり、大幅な雇用拡大を図ること。
10. 市長の提案する「ヒト・モノ・カネ」が循環する社会の実現には、地域の仕事をつくることが不可欠である。その為にも、住宅リフォーム補助制度を早期に制度化すること。
11. 他都市で実施している「商店リフォーム補助制度」は、商店街の活性化に貢献しており、広島市でも先進事例を調査し、実施にむけて検討すること。
12. 空き店舗を増やさない取組を進めること。
13. 世界遺産原爆ドームのバッファゾーン内の景観を変更する場合は、景観審議会を開き、市民の声・地域の声を聴くこと
14. 水の都ヒロシマ推進協議会においては、バッファゾーンの扱いを商業的な観点から検討すべきではなく、バッファゾーンは協議会の検討対象からを外すこと。
15. 出島産業廃棄物処分場の埋め立て期間は10年の約束を厳守するよう県に求めること
16. 恵下埋め立て場の建設に当たり、安全性に重視した施設にすること。
17. 管理型処分場については、将来的に「無害化」処理を検討すること。



18.耕作放棄地の対策を講じること。

19.学校給食における地産地消を推進するとともに、農業の担い手を増やし生産量を増やしていくこと。

20.鹿の捕獲を計画的におこなうこと。

21.競輪事業は4年の委託契約の間に、一年でも単年度赤字が発生したら「廃止」すること。

## 《厚生関係》

### ●保育園・子ども

1. ふくしま第二保育園の廃園の地元の了解とは、町内長のみであり、地元住民は全く知らない話だ。「地元の了解」は實際上、地元住民から得たものではない、一方、今年すでに福島第二保育園は定員を超えており、民間も定員に近づいている。福島第2保育園へのニーズが高いことは明らかであり、福島第二保育園は廃止してもよいという方針は誤りであり、廃園方針は撤回すること。
2. 老朽化が進行している原保育園の民間移管方針を撤回し、市の責任で建て替えを行い、安心・安全な保育を実施すること。
3. 保育の基準が低い、小規模保育等は進めない事。保育ニーズに対応した認可保育園の増設を進めること。
4. 非婚のひとり親も、寡婦控除適用者も、一人で子どもを育てている条件は同じであり、一人一人の子どもの健全育成を市が支援する立場に立ち、非婚の一人親の寡婦控除が適用されたものして、保育料の引き下げを行う事。
5. 新制度の施行に伴い、国の運営費相当額が引き上げられたが、もともと、保育士の給与は、他産業の6割程度という状況である。保育士不足に対応するためにも、民間給与改善費や職員定着促進費を継続すること。
6. 公立保育園では自園調理がされているが、未だに主食は持参している。完全給食へと転換し、保育園での食育を図る事。
7. 子どもの医療費補助制度は、所得制限をなくし、どの子も受けられる制度にするとともに、中学校卒業まで拡大すること。
8. 18歳までを対象としたひとり親家庭の福祉医療費の自己負担をなくすこと。
9. 子ども療育センターの建て替えにあたっては、利用者や現場スタッフの意見を取り入れ、早期の情報公開を行い、設計案が変更できる段階で意見交換の場を設けること。
10. 災害から1年が経過したが、被災地の子どもたちの心の健康を調査し、必要な手立てをおこなうこと。
11. 土砂災害特別警戒区域にある学校について、安全を確保し、今後の対応や方針を地域や保護者にしめすこと。

## ●障がい児・者

1. 障がいの程度に関わらず、保育が必要とされる時間をきちんと保育できるように、障がい児一人でも、1日8時間の保育士を加配すること。
2. 市が医師を養成する奨学金制度を創設し、市の責任で小児科医師を確保すること。
3. 補聴器作成費の補助はあるが、子どもは毎年成長するので5年毎の再購入費補助では間に合わない。汗などで故障することもあり、補聴器の修理やイヤーマールド作成にも補助すること。
4. 西部療育センターの給食は直営とすることを指定管理者の条件に入れる事。
5. 障害児の施策として紙おむつの支給制度を創設すること。
6. 知的障がい者を含め、コミュニケーションのとれない障害者全てが利用できるよう、入院時コミュニケーション事業の拡充をはかること。
7. 希望する人が必要な時にいつでも利用できるように、障害者デイサービス事業にかかわる人員を増やすとともに、施設の拡充をはかること。
8. 児童デイサービスに関する国のガイドラインに沿い、実態を把握すること。
9. 移動支援の利用は、障害の特性や家庭の事情など、個別事情に応じて柔軟に対応すること。保護者は就労や妊娠・出産などやむを得ない事情のある場合、ほかに代わる手段がない場合は、未就学時の通園・通所にも移動支援ができるようにすること。
10. 視覚障害者あての市の郵便物すべてに点字およびSPコードを添付すること。
11. 要援護者のリストを早期に整備し、市と関係団体との連携によりスムーズな避難ができるよう体制を整えておくこと。
12. 障害のある当事者や、その家族の実情を反映した地域防災会議にするために、地域防災会議に要援護者などの関係者を入れること。

## ●介護保険・高齢者

1. 介護保険料の滞納による給付制限者が急速に増えており、その原因を明らかにするとともに、実際に介護保険を利用している人が、必要な介護を受けられないことがないように適切な措置を講じること。
2. 総合事業移行後も、要支援1・2の人が、引き続き必要な介護サービスが提供できるようにすること。
3. 特別養護老人ホームの待機者は要介護4・5の人や、在宅で独り暮らしの要介護3の人以外にも入所が必要なひとは多くいる。620人分の整備では待機者の増加に追いつかない。整備目標を見直し、大幅に特別養護老人ホームを新設すること。

4. 施設入所時の負担について補足給付を申請する際、預金通帳のコピーと試算調査の同意を添付を条件にしているため、補足給付が利用できないケースが発生する。実態調査を実施し、必要な人が補足給付を利用できるようにすること。
5. 生活困窮により必要な介護が受けられないことがないよう、一割の利用料を軽減する制度を創設すること。
6. 障害者の配食サービスは検討ばかりでなく、早期に実施すること。
7. 今年度の国の介護報酬改定はマイナスであり、人件費の上乗せが職員の給与の引き上げにつながっているとはいえない。引き続き、介護職員処遇改善加算は重要な役割があるので復活すること。
8. 外出のきっかけづくりである公共交通機関利用助成制度と地域支え合いモデル事業とはその目的が違うので、制度の趣旨を生かす為に、公共交通機関利用助成制度を引き続き継続すること。
9. 認知症の人には、要介護度にかかわらず、家族介護用品（紙おむつ）を支給すること。

#### ●国民健康保険

1. 国保料の負担は所得に比べて著しく高くなっている。滞納解消にとりくんでいるが、事態は悪化するばかりである。国に対して国庫負担率を医療費ベースの50%に引き上げるように求めること。また、低所得者が8割を超えている国保の実態からすれば、広島市独自に一般会計からの繰り入れを大幅に増やし保険料へ引き下げること。
2. 所得に比べて、極めて高額な本市の健康保険料は、生活保護基準前後の収入しかない低所得者世帯にとっては過酷である。滞納者を減らすためにも、恒常的に低所得への減免制度をつくること。
3. 保険料滞納者に対して、強権的な対応が見受けられる。事情がある人が、気軽に分納相談できるよう生活実態を丁寧に聞き取り、生活実態に応じた分納相談に応じること。また、生活困窮者世帯は執行停止処分をすすめ強引な財産の差し押さえを止めること。
4. 安心して医療が受けられるように、国保の一部負担減免制度を復活し恒常的な低所得者対策をはかること。国の通知は自治体の最低限の取組を規定したものであり、それを理由に従前の制度を改悪することにはならない。市民の命と健康をいかに守るかという行政の責任を果たす立場で制度を改善すること。

## ●生活保護

1. 生活保護費の削減は憲法25条違反である。国に対して扶養義務の強制や罰則などの生活保護法の改悪をやめ、保護費の増額をもとめること。国の政策により物価が上昇しており、保護費の削減は最低生活の基準を大幅に割り込んでいることは明らかである。生活保護世帯の実態を把握し、政府の保護費の増額を要請すること。

## ●被爆者

1. 原爆症認定の基準を見直し、審査を速やかにおこなうよう国に求めること。
2. 被爆の実相を広島市の責務として、国が認めない内部被爆の被害について、研究者の力を借りて、その解明に取り組むこと。
3. 原爆による内部被爆についての知見に基づき、また、3号被爆裁判の確定判決の趣旨を踏まえて、現状の3号被爆認定の基準を見直すこと。

## 《建設関係》

1. 地元の合意もなく、わずか3分の短縮にしかならず必要性も採算性もない広島高速五号線建設は中止すること。
2. 「長寿命化修繕計画」を超えて、橋の老朽化が進んでいる。よって、点検・補修を前倒して行うとともに、橋の架け替え計画も進めること。
3. 市営住宅の修繕費を大幅に増やして、建物の保全と良好な暮らしを保障する住宅にすること。
4. 市営住宅の整備と高齢者の増加を見込み、住み替えの促進と住戸整備を促進すること。
5. 階段室型市営住宅へのエレベーターの整備を復活すること。
6. たいこ橋のバリアフリー対策に使った事業費を明らかにすること。
7. 自転車がスムーズに通行できるように道路の段差を解消すること。また、自転車専用道の整備に予算をつけること。
8. 自転車の通行ナーメが悪い。市が道路通行法を巡視した安全な自転車通行を指導すること。
9. 地域交通の赤字分は全額、市が補助し事業継続を保障すること。
10. 東日本大震災で崩壊した大規模盛土造成地の原因を調査し、安全対策を講じること。
11. 震度5で崩壊することが明らかになった旧理学部一号館は、早期に倒壊を防ぐための手立てをとること。
12. 東部連続立体交差事業は、船越地区の高架化を実現できるよう国と県に要請すること。
13. 「土砂災害危険箇所」を公表し、建築許可の判断基準にするとともに、宅地販売の際に、「危険地域」であることを「重要説明事項」として市民に知らせる市独自の条例を制定すること。
14. 「復興まちづくりビジョン」の実施に当たっては、地域住民との合意をはかりながら進めること。
15. 砂防ダムや都市計画道路整備のための、立ち退き世帯の移転地の確保に努めること
16. 被災者の仮住居の提供は、来年8月以降も実態と必要に応じて再度延長も検討すること。

以上、121項目です。よろしくお願ひ申します。